

第二十二章 政治倫理

四八五 議員は、政治倫理綱領及び行為規範を遵守しなければならない らない

議員は、議院の議決により定める政治倫理綱領及び行為規範を遵守しなければならない。政治倫理綱領は政治倫理確立のための議員の行動基準を、行為規範は政治倫理綱領に基づく具体的な行為準則を定めている。

(注) 第百回国会昭和五十八年十一月十八日の議院運営委員会において、議長の管掌の下に政治倫理確立のための具体策につき調査検討することを目的とした政治倫理に関する協議会が設置された。衆議院においても第百一回国会昭和五十九年二月六日政治倫理に関する協議会が設置され、以後、両院の政治倫理に関する協議会間で協議を重ねた結果、政治倫理綱領及び行為規範の協議会案、政治倫理綱領及び行為規範の遵守義務並びに政治倫理審査会設置を内容とする国会法改正案要綱並びに政治倫理審査会規程案要綱を決定し、答申を行った。この答申に基づき、第百三回国会昭和六十年六月二十四日国会法の一部が改正され、さらに、本院は、第百三回国会昭和六十年十月十四日の会議において、政治倫理綱領案、行為規範案及び参議院政治倫理

審査会規程案を議決した。

また、第二百二十五回国会平成四年十二月十日政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成四年法律第百号）の制定に伴い、行為規範の一部を改正する規則案を議決し、平成五年一月一日から施行された。

参照 三〇五号

四八六 政治倫理審査会に関する例

政治倫理の確立のため、政治倫理審査会が設置されている。政治倫理審査会の審査の対象、組織、権限及び運営等は参議院政治倫理審査会規程により定められている。

政治倫理審査会に関しては、第百三回国会昭和六十年十月十四日の議院運営委員会理事会において、次の三項目の申合せを行った。

- 1、審査会の審査は、会期にかかわらず継続して行われるものとする。
- 2、事案の審査中、当該事案の申立てを行った委員がすべて委員でなくなった場合においても、事案は存続するものとする。

3、審査会の運営は、委員会の運営に準ずるものとする。

四八七 政治倫理審査会委員は、所属議員十人以上を有する各会

派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、これに

基づき議長が指名する

政治倫理審査会委員は、通常選挙後初めて召集される国会の召集日の午前十時現在の所属議員十人以上を有する各会派の所属議員数の比率によりこれを各会派に割り当てる。

議長は、この割当てに基づき各会派から申し出た議員を政治倫理審査会委員に指名し、議員は、任期中その任にある。

政治倫理審査会委員の各会派への割当数変更及び委員変更については、常任委員の例による。

また、通常選挙後初めて召集される国会において政治倫理審査会委員を選任するときは、あらかじめ全政治倫理審査会委員を各会派に割り当てた後、議長は、まず、改選期に当たらなかった議員の政治倫理審査会委員辞任を許可し、議院の会議において、各会派の申出に基づき全政治倫理審査会委員の指名を行うのを例とする。

なお、所属議員十人以上を有する会派に委員の割当てがなかったため、その所属議員のうちから、審査会に出席し、並びに事案について、質疑し、及び意見を述べることができるとする議員一人を、各会派の申出に基づき、指名したことがある。その例は次のとおりである。

第二百二十四回国会 平成四年八月七日（召集日）の会議において、議長原文兵衛君は、政治倫理審査会委員及び政治倫理審査会に出席する議員（二人）を指名した。

第二百二十六回国会 平成五年一月二十二日（召集日）の会議において、議長原文兵衛君は、政治倫理審査会に出席する議員（一人）を指名した。

（注）第二百二十六回国会平成五年三月十二日参議院政治倫理審査会規程の改正により、同審査会の委員数十一人が十五人に改められたため、同月二十二日、議長原文兵衛君は、同審査会委員四人を補充指名し、同日付の参議院公報に掲載した。

参照 一一四号、一二二号、一二三号、一二九号